



Title	会計の二つの機能をめぐる諸問題 : 利害調整と情報提供
Author(s)	安藤, 英義
Citation	一橋論叢, 127(4): 347-362
Issue Date	2002-04-01
Type	Departmental Bulletin Paper
Text Version	publisher
URL	http://doi.org/10.15057/10296
Right	

会計の二つの機能をめぐる諸問題

—— 利害調整と情報提供 ——

安 藤 英 義

序

会計には大きな二つの機能がある。これらの異なる機能は、会計の構造を支えていると同時に、つねに新しい問題を引き起こしている。それらの一端を、次の順序で述べる。

1. 利害調整と情報提供
2. 財産の物量計算と資本の価値計算
3. 静態論と動態論
4. 包括主義と当期業績主義
5. 保守主義の原則と重要性の原則
6. 評価差額の資本直入

1 利害調整と情報提供

会計には、大きく分けて、利害調整と情報提供という二つの機能がある。会計の長い歴史は前者に始まり、ずっと後になって後者が加わったといつてよい。

(1) 利害調整会計

利害調整とは、財産・持分をめぐる当事者間での取るか取られるかの利害の線引きをいう。歴史的な例としては、古代エジプトの倉庫会計や中世イギリスの荘園会計は、王や領主に対する会計責任者の出納責任を明確にして、王・領主と会計責任者の間の利害の線引きを行うものであった。

エジプトの倉庫会計の物的証拠が、大英博物館にいくつか残されている。紀元

前650年ごろに活躍した「エジプト国庫記録官・王室記録長官・納税記録官・国立穀物倉庫総裁兼エジプト陸軍将官」のハップ・メンの石棺はその一つである。彼の下で各倉庫に隷属する多くの記録官によって、国庫の受入・払出物に関するすべての取引がパピルスに慎重に記録された。記録官によって記入された計算書は各倉庫の監督官によってチェックされ、記入上不都合のあった場合に記録官は厳しい刑（笞刑、肢体切断さらには死刑）に処せられたという（片岡義雄・片岡泰彦訳『ウルフ会計史』法政大学出版局、1977年、15～19頁）。

16世紀イギリスにおいて貴族領主の荘園の会計は、監視人、総収入役および監査人などの役職者を中心に行われた。監視人 (surveyor) は、領主の収入の源泉である小作料などに関する帳簿をみつめた。総収入役 (receiver-general) は、小作帳にもとづき集金を行ってその収入を帳簿に記録し、またこの収入のうちから領主の許可を得て支払いをした。監査人 (auditor) は、総収入役の収入支出の勘定を詳細に検査し、その集計表をつくり、これに監視人のみつめた帳簿の成否につき仔細に自己の意見を書きそえて、小作帳とともに領主に提出してその承認を得るのであった。荘園の監査人にそのような権力があったことは、1285年のエドワード1世の法律の中に、勘定について滞納金のある雇傭者は監査人の証言により投獄され得るという規定があったことから明らかである（片野一郎訳『リトルトン会計発達史』同文館、1962年、373～376頁）。

古代エジプトの王や中世イギリスの荘園領主は、権力者であるがゆえに重い刑罰を背景にして、自己の財産をその管理者である会計責任者の不正から守ろうとした。今でいえば、公金の横領を警戒したのである。倉庫会計・荘園会計において王・領主と会計責任者の間の利害の線引き（調整）が行われたというからには、当然、会計責任者にも守るべき自己の利害がある。それは、会計責任者に委ねられた管理財産の出納を明確にして、守るべき自己の私的財産との線引きを行い、また会計上不正のないことを明らかにして、罰則による不利益から私的財産を守ることである。

商品の売り手と買い手、金銭の貸し手と借り手、財産の委託者と受託者など、こういった取引ないし契約の当事者間における会計は利害調整会計にほかならな

い。法律の関係でいうと、商法にもとづく会計（商法会計）は基本的に利害調整会計である。中世イタリアの諸都市に始まり、近世最初の商法会計規定ともなった商人の商業帳簿の制度は、詐欺破産の防止など商人対債権者の利害調整のためであった。さらに、商法の株式会社会計では、会社の取締役、株主および債権者が当事者であり、取締役対株主、株主相互間および株主対債権者というそれぞれ対立する利害を調整している。

このような利害調整のために、会計は、まず何よりも客観的証拠に基づいて帳簿記録を行い、さらに所定の会計ルールに従って決算を行うのである。そして、その計算について、当事者の間に了解がなければならない。商法の商業帳簿規定（32条～36条）および株式会社の計算規定（281条～294条）の条文のほとんどは、このためのものである。このような利害調整会計では、その計算において絶対額が重要であり、1円まで争い得る。会計帳簿に1円まで正確に記録することが要求されるのは、このためである。

(2) 情報提供会計

情報提供とは、企業の状況についての情報を提供することであり、その会計は、情報を提供された者が企業に関して正しい判断と意思決定が行えるようにすることが目的である。財産の委託・受託関係にある当事者間（たとえば株主対取締役）にあつては、利害調整と同時に情報提供—受託者（取締役）から委託者（株主）への—も会計として必要である。前者によって受託者の責任財産の高が決まり、後者によって委託者は委託関係を続けるかどうかを決めるのである。

情報提供はさらに、このような当事者関係がない場合にも行われる。不特定多数の者に企業の会計情報が提供されるようになったのは、ようやく近世イギリスの会社会計からである。イギリスでは1844年会社（登記）法から会社に貸借対照表の公表（登記）を義務付けたが、それ以前にも、たとえばロンドンのイングラント銀行による貸借対照表の公表は17世紀までさかのぼれることがわかっている。何よりも株式の公開が、こうした会社の会計情報の公表を促したに違いない。

このような会計における情報提供は、その後、ヨーロッパ各国の商法（会社法）の中に制度として定着し、やがて20世紀前半にアメリカで証券法・証券取引

所法にもとづく会計(SEC会計)として大きく開化した。第二次大戦後、日本はアメリカにならって証券取引法およびそれにもとづく会計(証券取引法会計)を導入した。

このようにわが国では、戦前からの商法会計と並んで、戦後に証券取引法会計が行われるようになった。証券取引法の最初の制定は1947年(昭和22年)であるが、全面改正された1948年の当初の証券取引法から、証券取引所に有価証券(株券や社債券)を上場している企業等が会計情報などを記載する有価証券報告書(24条)等の制度がある。また、同年制定の公認会計士法に基づく証券取引法の改正で、当初の「計理士の監査証明」に代わって「公認会計士の監査証明」の制度(193条)が導入された。

証券取引法は「国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、有価証券の発行及び売買その他の取引を公正ならしめ、且つ、有価証券の流通を円滑ならしめることを目的とする」(1条)。このように証券取引法は、有価証券の取引の公正・円滑を目的とした取引法なのである。これは、商法の会社編の規定(会社法)が会社の人的組織(株主総会や取締役会など)と物的組織(資本制度)に関する組織法(団体法)であるのと対照的である。

会社法の会計制度がすでに述べたように利害関係者(取締役、株主、債権者)相互の利害の調整を主目的として制度が作られているのに対して、証券取引法会計は、投資者への情報提供を目的とした制度である。両制度の一番の違いは、商法会計では会計書類の受領者(たとえば株主総会)の承認を必要とする報告が行われるが、証券取引法会計ではそのような承認を必要としない開示が行われる。証券取引法はこの開示について、有価証券報告書等を「公衆の縦覧に供しなければならない」(25条)と定めている。

不特定多数の者に企業の状況を知らせるために行われるこうした会計(情報提供会計)では、場合によって絶対額ではなく概数による計算・表示が許され得る。たとえば、企業の全体像についての情報提供であれば、なにも1円までの正確性は必要ないのである。

2 財産の物量計算と資本の価値計算

簿記会計における異なる次元の計算は、会計の二つの機能と結び付いている。

(1) 財産の管理（単式簿記）と資本の管理（複式簿記）

中世イタリアで新たな簿記法として複式簿記が完成したが、それ以前から存在していた単式簿記もその後ながく簿記書等で説かれ続けた。1673年のフランス商事勅令（1章4条）などは、商店主になるための条件の一つとして、複式簿記と単式簿記の双方に通じていることを命じていたほどである。

わが国最初の洋式簿記書である福沢諭吉訳『帳合之法』（1873年）でも単式簿記と複式簿記を扱っている。それ以来、単式簿記をも扱う簿記書の出版は、明治および大正期（～1925年）には普通に見られたが、昭和の10年代に入るとその数は急に少なくなり、戦後（1945年～）はほとんど見かけなくなった。簿記書がこのように変わった結果、最も身近な会計帳簿である現金出納帳の扱われ方に大きな変化が生じた。

たとえば、単式簿記も扱った下野直太郎著『簿記教科書』（三省堂、1927年）は、「第三編複式簿記法」に先立つ「第二編単式簿記法」（全4章46頁）において、帳簿の第一に現金出納帳を掲げ、その説明に5頁余を充てていた。これに対して、今日もっとも標準的な簿記書といえる高校の「簿記」の教科書は、学習指導要領に従い複式簿記しか扱っていない。その一つ、新井清光著『高校簿記』（実教出版、1994年度用）を見ると、現金出納帳は、第5章「仕訳帳と総勘定元帳」が説かれた後、第8章「現金・預金の記帳」において初めて登場する。それも、まず現金勘定への記入法の説明があった後、「現金収支の取引は、仕訳帳に記入し、総勘定元帳の現金勘定に転記するほかに、その明細を現金出納帳に記入する。このように、補助的な明細記録をおこなう帳簿を補助簿という。」（57頁）と続くのである。そして、このような現金出納帳の地位の低下を反映して、この本には目次に現金出納帳の文字がない（索引にはあるが）。

最も重要な財産である現金を管理するには、現金出納帳が不可欠である。現金の具体的・直接的な管理は、現金出納帳によって行われる。仮に、全ての現金取

引が元帳の現金勘定に個別転記されたとしても、なお各取引の事由の詳細な記録を現金勘定に求めることはできない。各現金取引の事実と事由がともに完全な記録は現金出納帳になされ、それによって現金の管理は全うされる。

要するに、現金という財産を管理するための取引記録としては、現金出納帳があれば足りる。この限りでは単式簿記で十分で、複式簿記である必要はない。かえって、複式簿記が現金出納帳を軽視するくらいなら、単式簿記の方がよい。現金以外の財産についても同様であり、注目する個々の財産の管理を大切にするという点では、複式簿記よりも単式簿記の方が優れているのかもしれない。

これに対して、複式簿記は、企業の財産を個別的に管理するよりもむしろ全体的に管理するための簿記である、といえよう。個別的な財産に対して、全体的な財産とは要するに資本に他ならない。岩田巖が論文「二つの簿記学—決算中心の簿記学と会計管理のための簿記学—」(産業経理15巻6号, 1955年6月)で財産の管理に役立たないとこぼした主要簿(とくに元帳)は、この資本の管理に不可欠なのである。

リトルトン(A.C.Littleton)によれば、複式簿記生成の質料的要因は、私有財産、資本、商業および信用である(片野一郎, 前掲訳書, 22頁~24頁)。このうち私有財産と信用については古代から存在したが、資本を背景とした商業(利潤性商業)は中世イタリアに興った。さればこの資本こそ、複式簿記を誕生させた直接のきっかけということになる。このように見てくると、資本中心主義は複式簿記の宿命というべきかもしれない。

とにかく複式簿記には「資本」勘定が欠かせない。最古の簿記書といわれるパチオリ著『ズムマ』(1494年)ではこれを中世イタリア語で *cavedale* と書き、簿記史文献におけるその英訳は従来から *capital* とされている。マルクスの『資本論』(1867年)は勿論のこと、スミスの『国富論』(1776年)よりも遙か以前から、資本という概念はあったのである。財産中心主義の単式簿記に対して、複式簿記は資本中心主義といえるのである。

(2) 物量計算と価値計算

財産の管理に関する計算の基本は物量である。このことは、財産目録を考えれば

ばよく分かる。財産目録は、たとえば株式会社が解散した時に清算人によって作成され（商法419条）、破産した時に破産管財人によって作成される（破産法189条）。財産目録には、財産ごとに、まず物量が記載され、次いで評価額が付される。

物量計算は、利害調整会計にとって不可欠である。利害調整会計で価値計算による場合もあるが、それは物量計算に裏付けされた価値計算でなければならない。利害調整会計である限り、価値計算で問題が生じれば、その基にある物量計算が問われることになるからである。利害調整会計は、最後には、財産をめぐる当事者間での取るか取られるかの関係を裁けなければならない。このような厳しい関係に直面する会社の清算や破産などの場合において、最後を締めるのは物量計算による利害調整会計である。

これに対して、情報提供会計は多くの場合、価値計算すなわち金額計算で足りる。とくに、証券取引法会計である情報提供会計は、完全に価値計算の世界である。そこでは、貸借対照表と損益計算書などの財務諸表が中心であり、財産目録はもとより会計帳簿もカヤの外である。会計帳簿には、商品有高帳や固定資産台帳のように、物量計算を必要とするものがあるが、財務諸表は価値計算だけである。しかも、公表財務諸表の金額単位は、千円とか百万円とかなのである。証券取引法会計である情報提供会計では、情報利用者が1円単位まで正確な価値計算はもとより、その基にある物量計算を情報として求めることもない。証券取引に関する意思決定に役立つことを目指す情報提供会計では、重要性の原則の旗の下に、このような概数による金額表示こそ合理的であるとされている。

投資に際して最も重要な判断材料となるべき会計情報が、重要性の原則を認めるということは、それが資本というものの自体の本質を反映しているからであろう。資本とは価値であり、物量ではない。価値である資本は、果実としてやはり価値である利益を求め、しかもその利益率、要するに効率を競うという本質をもつ。投資家の手元にある資本も、企業に投下されている資本も、ともに効率を追う。企業会計情報の送り手と受け手の双方で重要性の原則が歓迎されているとすれば、それはこのような資本の効率の論理のなせる業であろう。なお、重要性の原則に

については、後の第 5 章で詳述する。

3 静態論と動態論

会計学上の大論争でいまだに決着がついていないものに、ドイツ流という静態論と動態論の論争、アメリカ流に言えば資産負債アプローチと収益費用アプローチの論争がある。これは簡単に言えば、会計は資産・負債・資本の状態の把握を中心ないし起点とすべきか、それとも収益・費用・利益の計算を中心ないし起点とすべきかという論争、別の言い方をすれば、貸借対照表が先か、それとも損益計算書が先かという論争である。

複式簿記を前提する限り、資産・負債・資本と収益・費用は相互に関係し、貸借対照表と損益計算書は相関している。決算時の簿記における精算表を思い浮かべれば、これらの相互関係は容易に理解できるであろう。資産・負債・資本ないし貸借対照表と、収益・費用ないし損益計算書とは、一方を決めれば他方が決まるという関係にある。そこで、上のような論争が生じ得るのである。

この論争が実際に起こるには、きっかけが必要であった。そのきっかけは、企業会計において利害調整と並んで情報提供が浮上したことにあるように思われる。

企業会計とくに（複数の出資者から成る）会社の会計において、伝統的な主要課題は、出資者相互の利害にかかわる分配すべき利益の計算であった。ところが、新たに会計情報が公表されるようになると、貸借対照表の役割が注目されはじめた。最初の静態論といわれるドイツ旧商法時代（19世紀後半）の時価主義貸借対照表の論調は、まさにそのような状況で誕生したのであった。利益計算を主眼とする会計が当たり前だった時代には動態論という概念などなかったが、財産状態の表示をめざす論調が生じた時代になって、静態論と動態論という対立概念が成立したのである。

主に法律家によって主張された財産（資産・負債）状態の表示のための時価主義貸借対照表は、しかし、伝統的な原価主義による簿記および利益計算の立場からの会計人（会計のプロフェッショナル）の抵抗にあった。会計人は、財産の時価評価が不確実であり、手間が掛かるうえに時には困難であることに加えて、未

実現利益（評価益）が計上されることを嫌ったのである。不確実な計算、とくに販売で実現していない利益の計上は、利害調整会計の容れるところではない。不確実な計算では、利害関係の当事者間で争いの種になるだけだからである。

静態論と動態論の対立を具現化した財産評価論争には、じつは法律的背景があった。それは、ドイツ旧商法（1861年）の会計規定に、「財産目録及び貸借対照表の作成に際しては、総ての財産及び債権は、その作成の時にそれらに附すべき価値によって記載されなければならない」（31条）とあったことである。この「附すべき価値」とは何か、その解釈論として最初に主張されたのが、上に述べた時価主義、すなわちドイツ流という客観価値説である。明治期の日本商法にも及んだ客観価値説は、会計の情報提供機能に気をとられて利害調整機能を見失っていた、といっても過言ではない。

そこで、一元的な時価主義を断念して、固定資産については原価差引減価による評価を説いたのが、主観価値説および営業価値説といわれるものである。これらの説では、会計慣行が大きく取り入れられており、したがって会計の利害調整機能が無視されていない。ドイツおよび日本の商法が原価主義を採用するまでの長い時価以下主義の時代を通して、営業価値説が支配的でありえた最大の理由は、この辺りにあったと思われる。営業価値説は、財産の価値説であることから静態論といわれているが、見方によっては動態論と静態論の折衷といえるかもしれない。

4 包括主義と当期業績主義

わが国の企業会計原則（1949年設定）は戦後日本の会計原則・基準の出発点となったが、その策定には、アメリカの会計諸団体が意見として公表した諸会計原則の影響があった。そこでの大きな論争として、損益計算書に関する当期業績主義と包括主義の対立があった。これは、損益計算書の末尾の当期純利益は、一期間の経常的な業績を示すべきか（当期業績主義）、それとも一期間のすべての損益を包含すべきか（包括主義）という問題である。設定当初の企業会計原則は当期業績主義を採用した。すなわち、今日の経常利益をもって当期純利益としたので

ある。今日の特別利益・損失は利益剰余金(剰余金計算書)に直接加減(記載)された。

そこでは、もっぱら業績尺度としての利益情報を提供することが損益計算書の目的となっている。当事者間の利害調整にとって重要な会計数値である、営業による純財産の増加額、すなわち期首資本を維持して分配可能な利益の金額というものは、損益計算書はもちろん財務諸表のどこにも表示されない。このような損益計算書等は明らかに、会計の利害調整機能を犠牲にして、情報提供に偏している。このような極端な損益計算書等の制度は、私の知る限り諸外国には例がない。

1974年の企業会計原則の一部修正で、今日のような包括主義の損益計算書となった。転向の理由として、分配可能な当期利益の表示を重視する商法計算書類規則との調和、わが国の企業が作成してきた伝統的な包括主義の損益計算書の尊重、およびアメリカにおける当期業績主義の劣勢化がいわれている。これらの理由は、会計の利害調整機能を無視できないことを物語っている。

今日の包括主義の損益計算書では、区分計算によって、業績尺度となる経常利益を中間数値として表示する。これを当期業績主義と包括主義の融合という人もいるほどに、ここでは情報提供と利害調整の両立に配慮がなされている。

5 保守主義の原則と重要性の原則

時代によって、また国および制度によって評価(地位)が変わるこの二つの原則は、会計の二つの機能と結び付いている。

(1) 保守主義の原則

会計における保守主義とは、損失は早めに利益は遅めに計上する会計処理法を選択するという原則である、といえよう。これは、いわば先憂後楽の原則である。本来の意味での先憂後楽とは「憂うことは人に先立って憂い、楽しむことは人に遅れて楽しむ」(小学館『国語大辞典』)ことをいうが、「いわば先憂後楽」といったのは、時間的に「先に憂えて後に楽しむ」というように取ればという含みである。

会計における保守主義は、相当に古く、会計の情報提供機能が浮上する以前か

ら存在していたことは確かである。保守主義の一つの典型として、棚卸資産評価に関する低価主義を例にとれば、それは、18世紀末のプロシア普通国法の会社決算規定、17世紀後半のフランスのサヴァリー著『完全なる商人』に見る商人の決算手続を通りこして、さらに中世イタリアの一商会の決算手続にまでさかのぼれることが分かっている（泉谷勝美著『中世イタリア簿記史論』森山書店、1964年、217頁）。

1673年フランスの商事勅令の起草者であるサヴァリーの著で、当時の健全な商事慣習を詳述した『完全なる商人』（初版1675年）には、財産目録の作成に際しての商品の評価に関して、低価主義が次のように述べられている。「商品の評価を正しく行うためには、その商品は新しく仕入れられたものか、それとも倉庫の中または店の中にあって古くなったものかを観察しなければならない。もし、それが新しく仕入れられていて、かつ製造業者または卸売商のところで少しも価格が下がっていないと考えられる場合には、その商品に取得原価を附さなければならない。もし、それが流行が過ぎ価値が下がり始めている商品であり、そして製造業者および卸売商のところで同種の商品の価格が5パーセント下がっているだろうと判断した場合には、その商品の価格をそれだけ引き下げなければならない。もし、それが、虫に食われたり、旧式の型であったりして全く売れない商品であれば、その商品の価格を相当引き下げなければならない。」（安藤英義著『新版商法会計制度論』白桃書房、1997年、187頁）

このように古くから商人の慣習である低価主義は、日本では、流動資産について「時価が取得価額又ハ製作価額ヨリ低キトキハ時価ヲ附スルモノトスルコトヲ妨グズ」（商法285条ノ2第2項）として、強制されてはいない。しかし世界的には、棚卸資産の低価主義による評価は強制ルールである。たとえば、1985年改正ドイツ商法は、すべての商人に対して低価主義による流動資産の評価を義務付けている（253条3項）。

低価主義などの保守主義は、情報提供会計の歴史より古いことが分かっているので、情報提供会計に不可欠の原則ではない。とすれば、保守主義は、利害調整会計に不可欠の原則であると考えられる。

ヨーロッパ各国会社法の調整のための EC 理事会第 4 号指令 (1978 年) は、評価の一般原則に関する規定 (31 条 1 項) において保守主義 (慎重性) の原則を定めているが、同条の原案理由書は保守主義について次のように述べている。「善良な商人の慣習であるこの原則は、すでに全ての加盟国において適用されている。同原則は単に債権者保護の必要性から設けられているだけでなく、等しく企業経営それ自体の利益のためにも置かれているのである」と。また、フランス商法 (14 条 1 項) では、「年次計算書は保守主義 (慎重性) の原則を尊重しなければならない。年次計算書の作成に関しては、自然人又は法人である商人は、その活動を継続するものと仮定される。」として、保守主義の原則と同時に継続企業の仮定がいわれている。なお、上の EC 第 4 号指令 31 条 1 項には、継続企業の仮定の規定もある。

これらからは、企業の継続が利害関係者にとって大事であり、保守主義の原則は企業の継続に資する重要な原則である、という脈絡が読み取れる。換言すれば、利害調整会計においては、企業の継続を仮定し、保守主義の原則を遵守する必然性があるということである。継続企業の仮定は、単に解散 (清算) を意図しないというばかりでなく、積極的に将来も企業活動を継続するという側面をもっているのである。要するに、企業 (商人) が破産しないようにすること (破産防止) が、利害調整会計の根底にあるのである。

(2) 重要性の原則

会計における重要性の原則とは、会計情報の利用者にとって重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理または財務諸表の表示によらないで、簡便な方法によることも認められるという原則である、といえよう。

重要性 (material) の概念は、古くは 1895 年に出されたイギリス会社法に関するデイビー委員会報告書の中に見られるという。しかし、この概念を積極的に展開したのは、20 世紀アメリカの会計士たちであった。

アメリカ会計士協会 (AIA) が 1929 年に公表した監査手引書である「財務諸表の検証」では、数か所で重要性の概念が見られるだけであったが、その改訂版である 1936 年の「独立会計士による財務諸表の検査」では、20 か所以上でこれが見

出だせる。後者の一部を紹介しよう。

会計士は、(a)検査対象期間にわたり認められた会計慣行が遵守されたかどうか、および(b)それらは何らかの重要な点で (in any material respect) 前期と比べて変更されたかどうか、を判定すべきである。会計士がこのいずれかで納得できず、かつそれに係る金額が重要である (the amounts involved are material) ならば、彼の報告書でそのことが言及されるべきである (財務諸表の検査の概要、一般準則1)。

ところで、これより少し前の1934年3月に、AIAの機関誌ジャーナル・オブ・アカウンタンシー (57巻3号, 245頁) は、大変に興味深い論説を載せている。題して「アブとラクダ」、すなわち小事と大事という意味であるが、その概要は次のとおりである。

3月10日の新聞各紙に載ったワシントン発の記事に、読者は大いに楽しめたであろう。ジュネーヴ軍縮会議に海軍首席顧問を務めた海軍総局長のレイ少将が、旅費申請書で誤りを犯した。彼は己の入港時刻を午前8時半として、その時刻から彼の旅費を計算した。ところが、パリ駐在の海軍主計総監の調べによれば、午前9時まで船はドック入りしておらず、したがってレイ少将は12セント貰い過ぎている。この旨、レイ少将は主計総監から文書で通告されたという。

小事における過度の正確性のアホな例として、これほどのものはちょっと見当たりそうもない。もちろん大事における完全な正確性は必要であるが、しかし、12セントのミスを発見するために多大の役所業務を行うことは、愚行の極みとしか思えない。船のドック入りの時刻調べをせず、誤りを犯したといわれている将官に12セントの不浄な利益を許した方が、政府にとって明らかに安上がりであった。

さらに同誌 (246頁) は続けて、以上の話から、会計 (accounting) と会計士業務 (accountancy) の間の線引きができるかもしれないという書き出しで、これもまた興味深い論説を掲げ、その中で次のように述べている。

このケースは、政府の役人がいわば木を見て森を見失ったことに他ならない。

収支の完全に正確な計算書を提出することは簿記係 (bookkeeper) の職務であるが、隠された郵便切手や5セントのバス代を暴こうとして、顧客の経済的負担となる貴重な時間を費やすことは会計士 (accountant) の職務ではない、とわれわれは理解している。

以上の論説からは、監査を行う会計士たちにとって重要性の概念ないし原則は無くしてはならないものであり、彼等がその原則に確信をもっていることが十分に窺える。なお、それと対照的に、簿記係にとって重要性の原則は無縁であることも言及されている。

上に紹介した1936年 AIA の「独立会計士による財務諸表の検査」ではすでに、重要性は、財務諸表の表示に関してばかりでなく、会計処理に関してもいわれているのである。その後のアメリカ公認会計士協会 (AICPA, 1957年に AIA から変更) では、重要性の原則は、会計処理、財務報告および監査のすべてにわたって適用されるものとして確立している (P. Grady, Inventory of GAAP for Business Enterprises (ARS No. 7), 1965年, 38~41頁)。

同時期のアメリカの会計学界は、重要性の原則について、会計士界よりもずっと慎重であった。アメリカ会計学界の慎重な姿勢にもかかわらず、今日アメリカでは、監査、財務報告および会計処理のすべてにわたって重要性の原則はルールとして確立している。

1円まで争い得る利害調整会計では、重要性の原則など論外である。重要性の原則は、企業に関する判断と意思決定に影響がないような項目・金額は重要でないということであり、まさに情報提供会計に固有の原則である。重要性の原則は、情報提供会計にほかならない証券取引法会計 (SEC 会計) を担う会計士界で開発されたものなのである。

6 評価差額の資本直入

最後に、近ごろの会計基準の中から、利害調整と情報提供をめぐるホットな問題を取り上げてみよう。

1999年1月に企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準」は、

各種の金融資産・負債の評価基準等を定めている。その中で、有価証券については、保有目的等の観点から次のように分類し、それぞれ貸借対照表価額および評価差額の処理方法を定めている。

売買目的有価証券は、時価で評価し、評価差額は当期の損益として処理する。満期保有目的の債券は、取得原価（場合により償却原価法による価額）で評価する。子会社株式および関連会社株式は、取得原価で評価する。これら以外の有価証券（「その他有価証券」という）は、時価で評価し、評価差額は洗い替え方式に基づき、次のいずれかの方法により処理する。

- (1) 評価差額の合計額を資本の部に計上する。
- (2) 時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は資本の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理する。

なお、資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、税効果会計を適用し、資本の部において他の剰余金と区分して記載しなければならない（基準第三、二1～4）。

このような処理法で問題なのは、その他有価証券の評価差額の合計額（(1)の場合）または評価差益の合計額（(2)の場合）——ここでは単純化のために税効果会計の適用は考慮しない——について、損益計算書を通さないで直接資本の部に計上（いわゆる資本直入）する点である。資本取引の結果ではない評価差額が、あたかも資本取引のように処理されることになるからである。

簿記の基本的な原則として、純資産（資本）の増減をもたらす取引は資本取引か損益取引であり、資本取引は資本の勘定に直接記入するが、損益取引は損益勘定（ひいては損益計算書）を通さなければならない。資本取引と損益取引とは一方を決めれば他方が決まるという理屈関係にあるが、歴史をとおして一般的なのは、資本取引をまず決めて、資本取引以外で資本の増減をもたらす取引を損益取引とすることである。その場合の資本取引とは、企業（株式会社）の資本主（株主）との資本に関する取引をいう。

資本取引をこのように取れば、その他有価証券の評価差額は決して資本取引の結果ではない。したがって、この評価差額の資本直入は、簿記の基本原則に反す

る処理である。

それでは、何故このような処理基準を作ることになったのであろうか。同基準の設定に関する意見書の中で、このような評価差額の取扱いに関して、次のように述べている。

その他有価証券の時価の変動は投資者にとって有用な投資情報であるが、その他有価証券については、事業遂行上等の必要性から直ちに売買・換金を行うことには制約を伴う要素もあり、評価差額を直ちに当期の損益として処理することは適切ではないと考えられる。また、国際的な動向を見ても、その他有価証券に類するものの評価差額については、当期の損益として処理することなく、資本の部に直接計上する方法や包括利益を通じて資本の部に計上する方法が採用されている（意見書Ⅲ四2(4)③イ。下線は筆者）。

まず、上の方の下線部分は、情報提供のために時価評価が必要であることをいっている。そして、下の方の下線部分は、評価差額の実現性に問題があるので損益とはしないといっている。ここでは、利益の処分性という利害調整会計にとって重要な点が考慮されているのである。これに対して、情報提供会計では、すでに述べた当期業績主義がそうであったように、利益の尺度性が重視される。

要するに、その他有価証券の評価に関して、相対立する情報提供と利害調整の立場をともに生かすために、簿記の基本原則を犠牲にして、評価差額の資本直入という処理法が取られたのである。

(一橋大学大学院商学研究科教授)